

山梨地方最低賃金審議会

令和4年度第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和4年10月14日（金）午後1時58分～午後2時58分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表：伊藤委員、今井委員

労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員

使用者代表：加藤委員、山岸委員

事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

(1) 改正審議

(2) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、出席の御連絡をいただいている委員の皆様お揃いですので、ただいまから、令和4年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益側石垣委員、使用者側上野委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

(今井部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありますか。

(賃金室長)

それでは、事務局から2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、金額審議を行う会場についてです。

例年と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝はこちらの会場で行っていただきます。

各側の控室につきましては、労働者側は「おもとの間」、使用者側は「すばるの間」としております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が御案内に参りますので、よろしく願いいたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に配付しております資料の1ページ目を御覧ください。

これは、9月30日に山梨労働局が報道発表いたしました、令和4年8月の「労働市場の動き」の資料となります。

有効求人倍率は、1.44倍となりまして、前月に比べ0.01ポイントの上昇で、前月比では2か月ぶりの上昇となっております。

次に5ページを御覧ください。

これは、全国における電気機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表となります。

現在のところ、埼玉、千葉、兵庫、静岡、長野、宮城、福岡、山口、北海道、熊本、青森、の11道県で改正額が決定しております

説明は以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事(1)改正審議 】

(今井部会長)

ないようですので、それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に説明していただきたいと思っております。

まず、労働者側からお願いします。

(小林委員)

では、労働者側、小林のほうから説明させていただきたいと思っております。

先日労働局のほうにメールさせていただきまして、文書のほうは、皆様御覧になっていただいているかと思っておりますけれども。

具体的な金額としましては、我々が加盟しております電機連合ですね、大手を除く中堅、中小労組の平均賃上げ額であります5,406円、これをですね、平均月間労働時間ということで、これは我々電機連合加盟の組織の平均という形で出ささせていただいておりますが、156時間、これで換算した金額でありま

す、35 円、この引上げをということで提示させていただきました。
以上です。

(今井部会長)

はい、ありがとうございます。
次に使用者側、お願いいたします。

(山岸委員)

使用者側としての根拠といえますか、考え方を御説明させていただきたいと思えます。

当山梨県におけます特定最賃額は、Bランク県のなかでも上位5番目に位置しており、一定のレベルを確保していると認識しております。

したがって、我々使用者側としては、公正競争を妨げる大きな要因はないということも認識しております。

一方で、労働者側の御主張であります電機連合企業内最低賃金、これについては、公正競争の観点から配慮すべき事項と考えております。

したがって、今年度は、令和3年度からの状況変化に注目して提示額を検討いたしました。

結果といたしまして、企業内最低賃金月額の前年度からの上昇金額、1.216%分に当たる12円の引き上げを提示させていただきました。

以上でございます。

(今井部会長)

ただいま、労使双方から金額を提示いただきました。

従来の例に倣いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝に入るわけですが、まず、労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いいたします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者、使用者側と折衝

(1) 労働者側の主張

電機連合加盟組合での企業内最低賃金である約1,067円と山梨県特定最賃との格差改善、組織労働者と未組織労働者の格差改善を図りたい。

消費者物価の上昇に関し3%の数字があったが、企業内最低賃金の時間換

算額 1,067 円に乗じると 32 円であり、使用者側が提示している 12 円には納得できない。

歩み寄れるとすると、平均賃上げ額 5,406 円を法定労働時間である 173 時間で換算した 31 円。

(2) 使用者側の主張

労働者側の考え方は理解できる。

昨今の経済情勢やエネルギー高などを考えると、35 円の引上げは影響が大きすぎる。

過去の特定最賃引上げは上昇率を根拠としているものが多いと考えており、今回も上昇率で算定している。

他県の改定額は地域最賃に引きずられた決着になっているようにも見受けられる。

コロナ禍で電気機械関連産業では大手中心に業績が良い形で推移してきたところがあるが、今年は潮目が変わってきており、今後は経営環境が厳しくなってくると感じている。

歩み寄れるとすると、電機連合の企業内最低賃金額の令和 3 年 1,054 円と令和 4 年 1,067 円の差額である 13 円。

(3) 公益委員見解

労使とも引上げが必要との姿勢は一致しているものの、提示する金額には隔たりがあることから、労使双方に再度の検討を求めた。

(以上で金額折衝を終了)

(今井部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に、個別に金額及び考え方を伺いました。

しかしながら、労使の主張にはまだ隔たりがあり、公益側としては、このまま審議を進めても進展が見込めないと思われますので、本日はここまでとし、一旦審議を打ち切りたいと思います。

労使各側とも、もう一度歩み寄りを検討していただきたいので、時間を取り、次回は、10 月 28 日金曜日に第 3 回の審議を行いたいと思います。

10 月 28 日は、検討結果を報告していただいたうえで、公益案を提示したいと思います。

できれば、全会一致で答申に至るように努めたいと思いますので、双方、前向きな検討をお願いします。

【 議事 (2) その他 】

(今井部会長)

それでは、議事の「その他」に入りますが、各側から何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(今井部会長)

ないようですので、それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

ただいま、部会長からお話ございましたが、次回、第3回の専門部会は、10月28日金曜日、午前9時30分から、会場が変わりまして、山梨労働局の3階中会議室で行いますので、お集まりいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(今井部会長)

以上で、第2回専門部会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の確認ですが、小林委員と山岸委員にお願いします。

お疲れさまでした。